

改定

し尿汲取り手数料改定のお知らせ

■問い合わせ 吉永商会 芦北支店 Tel.86-1980

し尿の汲取りにつきましては、平成21年4月に水俣芦北広域行政事務組合より事業を引き継ぎ、手数料につきましても、同組合が平成14年4月に改定した額を据置き事業を実施してまいりましたが、社会情勢の変化、事業費の高騰などのコスト増により事業の運営維持が難しくなっています。

こうした背景から、今後も適正で安定的な収集運搬事業を継続していくため、手数料を改正することとなりました。利用者の皆様には、新たなご負担をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

改定前 (H27.3.31 まで)	
し尿1戸当たり	9円



改定後 (H27.4.1 から)	
し尿1戸当たり	11円

※税抜表示

ごみ

4月からごみ分別収集の内容を一部変更します

■問い合わせ 住民課住民班 Tel.78-3113 (内115)

現在、住民の皆さんにはごみ収集計画表と分別収集表をもとに分別収集にご協力いただいているところですが、中には異物混入が見られることもあるため内容を一部変更します。住みやすいまちづくりのため、ご協力をお願いします。

1. 衣類のごみ袋は黒色のビニール袋以外で！



衣類のごみ袋は市販のビニール袋としていましたが、黒色の袋に衣類以外の異物混入が多く見られます。今後は黒色のビニール袋以外の袋で出されますようお願いいたします。

2. 蛍光灯類の収集日は第5水曜日のみです！

蛍光灯・電球類（以下、蛍光灯類）の収集の際に、ガラスびんなどが混ざって出される事例が多く見られ、収集作業に支障が出ています。今後は作業の危険防止のため、蛍光灯類の収集日を第5水曜日のみとしますので、ガラスびんなどと分別して出してください。

学校

平成27年度津奈木町奨学生を募集します

■問い合わせ 教育委員会 Tel.78-5400

■資格

高等学校、大学またはこれらに準ずる学校に在学し、学業、人物ともに優秀かつ健康な学生で、その保護者が本町に在住し、学資の支払いが困難と認められる方。

※ 本町の奨学金以外の奨学金などの交付を受けている方は、奨学生になることができません。

※ 奨学生採用の可否については、奨学生選考委員会に諮り決定します。

■貸付金額

- ① 高等学校又はこれらに準ずる学校
…月額1万5千円以内
- ② 大学又はこれらに準ずる学校
…月額3万円以内
- ③ ②のうち入学した年のみ入学準備金として
…50万円以内

■募集人員

30人程度

■申込方法

教育委員会に備え付けの申込用紙または町ホームページからダウンロードした申込用紙により教育委員会へ提出してください。

■申込期間

平成27年4月1日（水）～4月30日（木）



平成27年4月新規登録車両から軽自動車税の税率が変わります

■問い合わせ 住民課税務班 Tel.78-3113 (内123)

◆4輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

初度検査（初めての車両登録）を受けてからの経過期間によって税率が変わります。

例1) 平成27年3月31日に初度登録 → 下表①の税率が適用される。

例2) 平成27年4月1日に初度登録 → 下表②の税率が適用される。

例3) 初度登録から13年を経過した車両 → 下表③の税率が平成28年度から適用される。

車種区分	税率（年額）			
	① 平成27年3月31日 以前に新規登録	② 平成27年4月1日 以降に新規登録	③ 登録13年超え (平成28年度から)	
軽自動車	3輪	3,100円	4,600円	
	4輪 乗用	営業用	5,500円	8,200円
		自家用	7,200円	12,900円
	4輪 貨物	営業用	3,000円	4,500円
自家用		4,000円	6,000円	

※ 軽自動車税は毎年4月1日を基準日としているため平成27年4月2日以降に初度登録した車両には平成28年度から新税率の納付書を送付します。（平成27年度は課税されません）

◆2輪車などの税額（平成28年度から次の新税率を適用します）

車種区分	税率（年額）		
	改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下）		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（250cc超え）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円

●廃車手続はお済みですか？

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。